大洲市農業委員会定例総会議事録

1	日			時	平成29年3月3日(金) 午前9時30分~午前10時25分														
2	会			場	大洲市役所 別館3階第1会議室														
3	出	席	委	員															
					2	白	居		裕	3	尾	Щ	満	則	4	台	越	正	洋
5	松	本		強	6	菊	地	正	夫	7	幸	野	登	吉	8	上	田	健	<u> </u>
9	矢	野	正	祥	10	Щ	首	憲	市	11	沖	田	辰	夫	12	石	岡	猶	_
13	宮	浦		実	14	矢	野	吉	信	15	松	長	清	雄	16	橋	本	英	司
17	小	Ш		健	18	水	本	福	泉	19	丸	井	幸	造	20	Щ	本	多喜	喜男
21	垣	見	正	志	22	西	内	清	信	23	大	本	昭	裕	24	武	知		明
25	堀	井	<u> </u>	男	26	富	永	眞	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	27	坂		幹	幸	28	淺	野	誠	司
	*******************************	****************			30	土	居		敏	31	永	見	計	夫	32	上	田	栄	-
33	西	野	洋	_	34	吉	岡	きる	ケ子						36	城	本	豊	子
37	上	Ш	千个	香							,								
4	欠	席	委	員	1	菊	地	定	邦	29	竹	林		均	35	JII	本	由糸	己美
		/113																	
5	遅	刻	委	員	32	上	田	栄											
					木藤事務局長				是澤次長					都築専門員(農政)					
6	事 務		务	局	武田主査(農地)														
7	農	林 2	水 産	課	津田課長 井						上課長補佐				松田主事				
8	会議の内容 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について													omoomoomoomo					
	議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について																		
	議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について																		
	議案第19号 非農地証明について																		
					議案第20号 大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規														
					程の制定について														
					議案第21号 下限面積(別段の面積)の設定について ************************************														
		議案第22号 大洲市農業委員会内規の一部改正について 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について																	
		1																	

事務局(局長)

只今から平成29年第3回大洲市農業委員会定例総会を開会いたしま す。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

(会長挨拶)

事務局(局長)

只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 (会長)

これより本日の会議を開きます。

出席委員は37名中34名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。

本日、1番 菊地定邦委員並びに29番 竹林均委員並びに35番川本由紀美より欠席の報告を受けております。なお、上田委員は所用のため少し遅れて出席されます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、30番 土居敏委員並びに31番 永見計夫委員 を指名いたします。

次に、日程第2、書記の指名を行います。

本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議 長(会長)

議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼農政係)

議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明 します。

議案書1ページをご覧ください。

1番、徳森字永田の土地、畑1筆・345㎡は売買による所有権の移転です。

所有権移転後は、栗の栽培を計画しています。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事しています。

2番、新谷の土地、畑1筆・15㎡は売買による所有権の移転です。 所有権移転後は、季節野菜の栽培を計画しています。

農業は、譲受人本人及び子が年間を通して従事しています。

3番、肱川町名荷谷の土地、畑1筆・708㎡も売買による所有権の 移転です。

所有権移転後は、飼料作物の栽培を計画しています。

農業は、譲受人本人が必要な期間従事しています。

以上、3件のご審議をよろしくお願いします。

議 長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告 を受けたいと思います。1番。

4番

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。

当案件は、売買による所有権移転になります。

申請地は、平小学校の東約100mにある譲受人の自宅付近にある畑 1筆になります。現在は管理耕作状態ですが、今後は栗を植えられると いうことです。

譲受人は、年間を通して必要な期間、農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長(会長)

続きまして、2番。

14番

2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。

売買による所有権移転で、申請地は、新谷公民館の北西約1.5kmにある畑1筆になります。

譲受人は、申請地に隣接する農地を所有していますが、農作業を効率的に行うために申請地を購入したいとのことで今回の申請に至っております。

譲受人は、年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理に 不安はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長(会長)

続きまして、3番。

27番

- 3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。
 - 3番案件も売買による所有権移転です。

申請地は、元の正山小学校から東に約1.2 kmにある畑1筆になりますが、現在も良好な状態で管理されています。

譲受人は申請地の近くに住まわれ、畜産業を行っており、年間を通して農業に従事されております。また、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われます。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで飼料を栽培する予定であることから、特に問題はないものと思われます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長(会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに

ご異議はございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。

次に、議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(主査兼農地係)

失礼いたします。

議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の4ページから18ページを 併せてご覧ください。

1番、森山の土地2筆です。

申請地は公共事業により、住宅及び事業施設が買収されるため、申請 地他を利用して、新たに自己住宅兼事務所及び作業場兼倉庫を建築する ものです。

申請地は、市内中心部から東南東に約9kmのところに位置し、大洲市 役所大川連絡所からおおむね500m以内に位置する農地であることか ら、第2種農地と判断いたしました。

なお、平成5年に、県道が拡張されることになり、宅地の一部が買収され、住宅兼事業所を移転せざるを得なくなったことから、翌年、残った宅地と宅地西側に隣接する自己所有地の一部を一体利用し、自己住宅兼事務所及び作業場兼倉庫の建て替えを行われております。

このことにつきましては、是正を目的とした追認案件でありましたので、始末書を提出していただいており、県に違反転用事案報告書を提出する予定でおります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料 4 ページを ご確認いただいたらと思います。

2番、新谷の土地1筆です。

申請地は、国道 5 6 号線の沿線であり、交通の便利が大変良く、また、付近には大型店舗や学校・病院等があり、需要が見込める場所であるため、経営を行う目的で賃貸共同住宅を建築するものであります。

申請地は、市内中心部から東北東に約6kmのところに位置しており、 大洲市役所新谷連絡所からおおむね300m以内に位置する農地である ことから、第3種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料 9 ページを ご確認いただいたらと思います。

3番、長浜町櫛生の土地1筆です。

申請人は、長男と同居をしており、それぞれが農業経営を行っているが、現在の住宅や農業用施設は手狭で不便であるため、それらを長男に譲り当申請地に新たに自己住宅と農業用倉庫を建築するものです。

申請地は、市内中心部から北西に約11.4kmのところに位置し、大 洲市役所櫛生連絡所からおおむね500m以内に位置する農地であるこ とから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料 1 4 ページ をご確認いただいたらと思います。

以上、3件です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告 を受けたいと思います。1番。

11番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の4ページから8ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、先程、 事務局からも説明がありましたが、説明資料記載のとおり問題ないと考 えます。申請地は、8ページにあります県道の小田河辺線と大洲野村線 の分岐点にあたる場所でございます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、用地買収に よって移動せざるを得なくなり、すでに自己資金において転用もされて おります。転用面積の妥当性につきましても、問題ないと思われます。

また、先程、事務局から説明がありましたように、すでに住宅兼事務所、及び、作業場兼倉庫を建築されており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされております。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周囲は、 自己所有の農地や宅地、及び県道等に囲まれており、また、近接する農 地におきましても、農地所有者からの同意は得ておりますので、各項目 において適当と思われることから問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可は止むを得ないものであると考えます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 (会長)

続きまして、2番。

14番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の9ページから13ページを参考にしてください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、報告 書記載のとおりであり、問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第金融機関からの融資にて着工するとのことであり、問題ないものと思われます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地には隣接する農地がありますが、農地所有者からの同意は得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから問題ないと考えます。申請地には隣接する農地がありますが、農地所有者からの同意は得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長(会長)

続きまして、2番。

20番

3番案件について、調査結果をご報告申し上げます。 説明資料の14ページから18ページをご覧ください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、事務 局説明のとおりであり、また、説明資料記載のとおり問題ないと考えま す。 次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、資力及び信用につきましては、自己資金で行いますし、転用面積の妥当性につきましても、問題ないものと思われます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地には隣接する農地がありますが、農地所有者からの同意は得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから問題ないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長(会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として 送付することにご異議はございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付する ことに決定をいたしました。

次に、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (次長)

失礼いたします。

議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の19ページから32ページ までを併せてご覧ください。

1番、柚木の土地、14㎡の案件は、申請地の隣接地に居住しているが、来客用駐車場がなく国道に駐車していることから、新たに来客用露 天駐車場として利用するため、申請地を売買により取得しようとするも のでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、 生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがいまして、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

2番、東大洲の土地、1,071㎡の案件は、当社は、建築設備・上下水道工事業を営んでいるが、現在の資材置場を返還する必要が生じたことから、代わりに資材置場等として利用するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(工業地域)内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。 したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

3番、喜多山の土地、3,830㎡の案件は、労働力不足により十分に耕作ができていないことからソーラーパネルを設置し、その売電収入により生活の安定を図るため、申請地を贈与により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、 生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがいまして、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

なお本件は、昨年第12回定例総会でご審議をいただき、許可相当として県に送付しておりましたが、その後、取下げをされており、今回、 転用面積等、一部を修正のうえ再申請されたものでございます。

以上、3件でございます。ご審議の程お願いいたします。

議 長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告 を受けたいと思います。1番。

事務局(次長)

菊地委員さんには、現地調査をしていただき、本日ご報告頂く予定でございましたが、急な支えができ、欠席せざるを得なくなったとのことでございます。ご報告の原稿をお預かりしておりますので、代読させていただきます。

1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の19ページから23ページを参考にしてください。

申請地は、21ページの位置図のとおり、新冨士橋を冨士山側に渡って菅田の方向に430mほど進んだところにある農地です。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載の とおりであり、特に問題はないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり 次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われ ます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、北側に農地がありますが、写真のとおり一段高いところにあり、転用が露天駐車場であることから特に問題はないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

議 長(会長)

続きまして2番。

2番

それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の24ページから28ページを参考にしてください。

申請地は、26ページの位置図のとおり、市立図書館から南南西に約250mのところにある農地です。申請地の北側にあるのが国道56号線でございます。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、 問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり 次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことですの で、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、申請地の南側に農地がありますが、転用目的が主に資材置場と露天駐車場であることから、特に問題ないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

議 長(会長)

続きまして3番。

15番

それでは、3番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の29ページから32ページを参考にしてください。

申請地は、30・31ページの位置図のとおり、柳沢連絡所から南東に約800mの立山地区に位置する農地です。

なお本件は、昨年第12回定例総会でご審議をいただき、許可相当として県に送付しておりましたが、その後、取下げをされておりましたが、 転用面積等、一部を修正のうえ再申請されているものです。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載の とおりであり、問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり 次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことですの で、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、南西側に国営パイロットの農地、南東側に譲渡人の農地がありますが、同意が得られているとのことであり、特に問題は生じないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

議 長 (会長)

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。

次に、議案第19号「非農地証明について」を議題といたします。事 務局の説明を求めます。

事務局(次長)

失礼いたします。

議案第19号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに別紙議案説明資料の33ページから39ページ までを併せてご覧ください。

1番、肱川町中居谷・名荷谷の土地、3,467㎡の案件は、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、植林後25年以上経過しており、復旧が著しく困難となったとのことでございます。

2番、河辺町三嶋の土地、2,243㎡の案件は、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、山間部にある耕作不便地であり、平成元年春頃に桧を植林し、復旧が著しく困難となった。とのことでござ

います。

以上、2件、8筆、5, 710㎡でございます。 ご審議の程お願いいたします。

議 長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告 を受けたいと思います。1番。

27番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の33ページから36ページを参考にしてください。

申請地は、34ページの位置図のように、旧正山小学校から東北東に

1. 4kmの怒田野尾地区に存する農地です。 申請によりますと、申請地は、杉やクヌギの植林後25年以上が経過

し復旧が著しく困難となったとの申し出です。 申請地は、現地調査をおこなった結果、樹木の生育状況から、植林後 少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、農地への 復旧は、開墾と同程度の労力が必要であると思われますが、急傾斜地で

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

議 長(会長)

続きまして2番。

30番

それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。

進入路もないため復旧は著しく困難と認められます。

議案説明資料の37ページから39ページを参考にしてください。

申請地は、38ページの位置図のとおり、ふるさとの宿から東におよそ750mの中居地区にあります。

申請によりますと、申請地は、山間部の耕作不便地であったため、平成元年春頃に桧を植栽しており、約30年が経過し復旧は著しく困難との申し出です。

申請地は、現地調査の結果、樹木の生育状況から植林後、少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、また、農地への復旧には、大型機械を使用するなど、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

議 長(会長)

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長(会長)

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第20号「大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員 会運営規程の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求め ます。 事務局(局長)

失礼いたします。

議案第20号「大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営 規程の制定について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに別紙議案説明資料の40ページから41ページ までを併せてご覧ください。

今年の1月の議案で、農地利用最適化推進委員の選任に関する規則を制定いたしまして、その規則に準じまして、募集した利用最適化推進委員において、適任であるかどうかを評価するための特別な委員会でございます。

説明資料の40ページにつきましては、農業委員の評価委員会の運営規程でございまして、市の部局で制定しております。

第1条につきましては、大洲市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の評価を大洲市農業委員会に報告するための大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条につきましては、評価委員会は次の事項を行うものとする。

- (1)大洲市農業委員会会長の求めにより、農業委員会等に関する法律、 大洲市農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例及び大 洲市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則に基づき、 候補者の評価を行い、会長に報告する。
- (2) 候補者の評価に当たり、推薦及び募集に応じた候補者の活動歴等の審査及びその他適当と認める方法による審査を行う。

第3条につきましては、評価委員会の委員は5名以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 産業経済部長
- (2) 総務課長
- (3)農林水産課長
- (4) 農業委員会の委員のうち、会長が指名するもの
- (4) につきましては立候補者を除きますので、立候補されていない農業委員さんから2名評価委員になって頂くようになります。非公開とさせていただいていますので、2名会長より指名していただきます。

第4条につきましては、評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、評委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は、委員長が欠けたときはその職務を代理する。

第5条につきましては、評価委員会の会議は、農業委員会の会長が招集する。

第6条につきましては、会議の議長は、委員長がこれに当たる。

第7条につきましては、評価委員会による評価の意見は、会議の出席 した評価委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ による。

第8条につきましては、評価委員は、評価委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附則につきましては、この規程は、大洲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の施行の日から施行する。

2 この規程による評価委員会の運営に関して必要な手続は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

提案理由に関しましては、農業委員会法の一部改正に伴い、大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程を制定しようとするものである。

20名募集していますが、例えば、22名となった場合、また、ちょうど20名だとした場合でも、適任かどうかということを、一度5名の評価委員さんによって評価頂くこととなります。問題がなければ、農業委員会の会長に報告させて頂くような手続きになります。

以上で説明を終ります。

議 長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

21番

この評価委員会の成立は、何名の出席者によって成立するのでしょうか。

事務局(局長)

全員です。

21番

はい。分かりました。

議 長 (会長)

その他ご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、説明のあった規程を制定することに、 ご異議はありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程を制定することに決定いたしました。

次に、議案第21号「下限面積(別段面積)の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼農政係) 議案第21号「下限面積(別段面積)の設定について」をご説明します。

議案書 7ページ及び議案説明資料 42、 43ページを合わせてご覧ください。

当議案では、農林水産省経営局長通知に基づき、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段の面積)の設定についてご審議をお願いするものです。

現在、当市では農地法施行規則第20条の規定に基づき、市の全域に別段の面積30aを設定していますが、経営耕地面積30a未満の農家割合が市内各地域で4割を超えている点、市内の農地の約14%が遊休化している点などの状況を踏まえ、新規就農の促進及び農地の有効活用並びに遊休農地の解消を図るため継続して市の全域に別段の面積30aを引き続き設定したくお諮りします。

また、空き家に附属した農地に限定した設定としまして、大洲市空き家バンクに登録された物件に附属した小規模な農地を購入する場合にその農地の有効利用と遊休農地解消を目的として、1 a の設定もいたしたいと思います。

なお、本日ご承認をいただきましたら、速やかに公示及び適用することを申し添えます。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

議 長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長(会長)

特にご質疑もないようですので、今説明しましたように設定すること に、ご異議はありませんか。

委員

(異議なし)

議 長(会長)

ご異議ないものと認め、下限面積は、地番指定の箇所は1 a 、その他市内全域を30 a に設定することに決定いたしました。

次に、議案第22号「大洲市農業委員会内規の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼農政係) 議案第22号「大洲市農業委員会内規の一部改正について」をご説明 します。

議案書8ページ及び議案説明資料44、45ページを合わせてご覧ください。

空き家に附属した農地の取得につきましては、第1回定例総会の協議事項として、ご協議いただいたところですが、「空き家バンク制度」に登録された空き家に附属した農地を取得する場合において、その農地が有効かつ効率的に利用してもらうため、大洲市農業委員会内規の第3条関係に追加しようとするものです。

空き家に附属した農地を取得する際の制限として、

- 1. 適用を受ける農地の全てまたは一部が遊休農地であること
- 2. 空き家取得時に附属する農地を空き家とともに取得するものであること
 - 3. 取得する空き家、農地ともに大洲市内に存在すること
- 4. 空き家とは台所、便所、風呂等の設備を有した居住可能な住宅であること
- 5. 空き家(建物・宅地)の所有者と農地の所有者が同一人であること
- 6. 空き家(建物・宅地)と農地を同時に取得することが分かる契約 書を添付すること
 - 7. 農地を取得後、3期3作以上(3年)、適正に耕作管理すること以上、7点を要件とさせていただきたいと思います。

なお、本改正の施行期日は、平成29年4月1日からにしようとする ものです。

以上、ご審議の程よろしくお願いします。

議 長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、説明のあった内規を一部改正するこ

とに、ご異議はありませんか。

委員

(異議なし)

議 長(会長)

ご異議ないものと認め、大洲市農業委員会内規を一部改正することに決定いたしました。

次に、議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本件につきましては、○○委員に関する事項が含まれていますので、 農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○○委員の退席を求 めます。事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼農政係)

議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。 議案書の9ページをご覧ください。

1番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

2番及び10ページの3番 引き続き野菜を栽培するため、賃借権を 3年間設定しようとするものです。

4番 引き続き水稲を栽培するため、賃借権を1年間設定しようとするものです。

11ページにかけましての5番 新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

6番 新たに農地を借り受けて野菜を栽培するため、賃借権を3年間 設定しようとするものです。

7番 新たに農地を借り受けて野菜を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。

12ページです。

8番 新たに農地を借り受けて水稲を栽培するため、賃借権を5年間 設定しようとするものです。

9番 新たに農地を借り受けて野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

13ページです。

10番 新たに農地を借り受けて野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

11番 新たに農地を借り受けて野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

12番 新たに農地を借り受けて水稲を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

14ページです。

13番及び14番 新たに農地を借り受けて水稲を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

15番 引き続き水稲を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。

15ページです。

16番 引き続き葉たばこを栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

17番及び16ページにかけての18番 新たに農地を借り受けて、果樹を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。

19番 新たに農地を借り受けて水稲を栽培するため、賃借権を10

年間設定しようとするものです。

20番から24番 引き続き野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

25番及び26番 新たに農地を借り受けて、葉たばこを栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

19ページです。

27番及び28番 引き続き果樹を栽培するため、賃借権を10年間 設定しようとするものです。

29番 新たに農地を借り受けて、栗を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、29件・50筆、合計69,914㎡。 いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして いるものと思われます。

ご審議の程よろしくお願いします。

議 長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

議 長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに ご異議はございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、○○委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。